

事務所だより

第140号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」

キャンペーンを

全国で実施

厚生労働省では、2015（平成27）年度から、多くの新入学生がアルバイトを始める4月から7月までの間、全国の学生等を対象にしたキャンペーンを実施しています。

このキャンペーンは、学生アルバイト等のトラブル防止のために、自らの労働条件の確認を促すことなどを目的としています。今年で7回目の実施になります。

重点的に呼びかける事項

- ① 労働契約締結の際の学生アルバイトに対する労働条件の明示
- ② 学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフトの適切な設定
- ③ 学生アルバイトの労働時間の適正な把握

④ 学生アルバイトへの商品の強制的な購入の抑止とその代金の賃金からの控除の禁止

⑤ 学生アルバイトの労働契約の不履行等に対して、あらかじめ罰金額を定めることや労働基準法に違反する減給制裁の禁止

主な取組内容

- ① 都道府県労働局による大学等への出張相談の実施
- ② 大学等でのリーフレットの配布等による周知・啓発
- ③ 学生に対しては、「労働法クイズ」（別表参照）を通じて必要な知識を得るためのリーフレット等をキャンペーン期間中に、大学等への出張相談時や、学生が若者相談コーナー

を利用した際などに、学生等に対して配付する。

・事業主等に対しては、リーフレット等を署において事業主等に対して集団指導等を実施する際に事業主等に配布する。

③ 都道府県労働局及び労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置し、学生からの相談に重点的に対応

（別表）

「労働法クイズ」から

一部掲載

街でアルバイトの募集広告を見ました。このアルバイトの時給は890円で研修中は870円みたいです。このお店がある県の最低賃金は885円ですが、研修中はいくら教えてもらうんだから時給が低くてもしょうがないと思っています。 ○か×か。

仕事中に誤ってお皿を割ってしまいました。月末のアルバイト代から勝手に弁償金を差し引かれてましたが、お皿を割ってしまった自分が悪い

ので、しょうがないですね。 ○か×か。

週末に1日に7時間働いています。いつも忙しくて、休憩が15分くらいしか取れていません。お店のみんなも忙しくて休憩を取れていないので、私も休憩が取れなくても仕方ないですね。 ○か×か。

仕事中にけがをしてしまいました。会社からは「キミの不注意が原因なので、治療費は自分で払ってもらいます。健康保険に入ってるでしょ」と言われました。確かに健康保険があるから治療費はそんなに高くないし、自分のミスだから自分で治療費払うしかないですね。 ○か×か。

学生の皆さんへ **アルバイトをする前に 知っておきたい7つのポイント**

- Point 1** アルバイトを始める前に、労働条件を確認しましょう！
※労働条件はメール等で労働条件を明らかにすることが可能です。
- Point 2** バイト代は、毎月、決められた日に、全額支払いが原則！
- Point 3** アルバイトでも、残業手当があります！
- Point 4** アルバイトでも、条件を満たせば、有給休暇が取れます！
- Point 5** アルバイトでも、仕事上のけがは労災保険が使えます！
- Point 6** アルバイトでも、会社都合の自由な解雇はできません！
- Point 7** 困ったときは、総合労働相談コーナーに相談を！
※事業主の方からのご相談も受け付けております。

平日夜間・土日の相談は 労働条件相談はとラインへ！
0120-811-610
月～金：午後5時～午後10時
土・日・祝日：午前9時～午後9時

詳しくはこちら
ポータルサイト「確かめよう！労働条件」
「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャラクター「たのしめん」

事業主の皆さんへ **「アルバイトの労働条件を確かめよう！」** キャンペーン中です！！

～重点事項～

- Point 1** アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です！
※労働者が希望した場合には、メール等（プリントできるもの）での明示も可能です。
- Point 2** 学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフトを適切に設定しましょう！
- Point 3** アルバイトも労働時間を適正に把握する必要があります！
- Point 4** アルバイトに、商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。
- Point 5** アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

平日夜間・土日の相談は 労働条件相談はとラインへ
0120-811-610
月～金：午後5時～午後10時
土・日・祝日：午前9時～午後9時
※事業主の方からのご相談も受け付けております

確かめよう！労働条件
「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャラクター「たのしめん」
詳しくはこちら
ポータルサイト「確かめよう！労働条件」

デリバリーサービス業務中の交通事故防止

新型コロナウイルス感染防止のための外出自粛要請、新しい生活様式の普及等の影響により、電子商取引（EC）需要が拡大する中、自転車・原動機付自転車によるデリバリーサービスのニーズが高まっています。配達中の交通事故も社会問題化しています。

厚生労働省は、デリバリーサービスをめぐる交通トラブルの防止に向けた通達（令2・10・26 基安発1026第2号）を发出し、日本フードサービス協会等に対し、傘下会員への周知等を要請しました。

配達員へ交通ルール・走行前点検等の教育を徹底させるよう求め、交通ルールに関しては、スマホをみながらの運転禁止、2段階右折、対向車線の右折車への注意等が重要と指摘しています。

具体的な教育として、朝礼時や集合研修時に、災害事例や交通事故情報を紹介し、理解度の確認テスト等を実施するのが適切としています。対人・対物障害に対しては労災

保険の適用がないため、損害賠償責任保険への加入を推奨しています。

5月の労務手続 「提出先・納付先」

10日

○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）

〔公共職業安定所〕

31日

○健保・厚生保険料の納付
〔郵便局または銀行〕

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
〔年金事務所〕

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
〔公共職業安定所〕

○外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）
〔雇入れ・離職の翌月末日〕
〔公共職業安定所〕

Q 当社では、テレワーク（在宅勤務）導入にあたり、どのように労働時間を管理すればよいか検討中です。アドバイスをお願いします。

テレワークの労働時間管理

A 労働時間管理には、労働時間が算定できるかどうか、専門性が高いのか、どうしても把握できないのか、いずれの状況に該当するのかによって検討されるとよいでしょう。

まず、労働者の労働時間が算定できる場合は、原則、通常の労働時間制（1日8時間、週40時間）が適用されます。自宅でテレワークを行う場合でも、労働時間の算定が可能な場合、原則、会社で働く労働者と同様に通常の労働時間制（労働基準法第32条）が適用されます。

そのほかに1か月単位の変形労働時間制、1年単位の変形労働時間制、フレックスタイム制も活用できます。労働者の専門性が高く、仕事の進め方を任せた方がよい場合は裁量労働制も活用できます。専門業務型裁量労働制や企画業務型裁量労働制があります。

どうしても労働時間の把握ができない場合は、事業場外みなし労働時間制も利用できます。労働時間を算定することが難しく、ある一定の要件を満たす場合であれば、「事業場外みなし労働時間制」を適用することができます。

いずれにしても、現在の労働時間管理とは異なる管理制度を採用する場合は、テレワーク勤務時の労働時間管理であることを就業規則に規定し、労働者に周知する必要があります。同時に、常時10人以上の従業員を使用する使用者は、労働基準監督署長に届け出てください。

編集後記

3回目の緊急事態宣言が発令されました。今回は飲食店でのアルコール類提供禁止ですが、自販機等で手軽に購入できて、屋外で飲酒することに抵抗感の無い時世に有効策なのでしょうか。

（きん）

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504
TEL・075-611-5300
FAX・075-606-1906
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com